

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	21 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	12 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	29 件
国民年金関係	14 件
厚生年金関係	15 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年7月から52年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められ、また、同年10月から54年9月までは重複して国民年金保険料を納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から54年9月まで

昭和44年3月に結婚式を挙げ、54年9月に離婚するまで、私の国民年金保険料は、元夫が納付していました。夫が忙しくて納付できなかった時には、私自身も、私の納付書と義理の妹の納付書に現金を添えて社会保険事務所で納付しました。義母の納付書があった時もあり、その後も何回か納付しました。

また、離婚後の昭和54年10月ごろにも、元夫から、私の国民年金については結婚前から欠かさず納付していたという話を聞きました。その時、夫には国民年金はこちらで納付する旨伝え、年金手帳は受け取りませんでした。このことから、離婚後にA市で2年分さかのぼって保険料を納付しましたが、結婚中にB市で納付した保険料と重複しています。

昭和44年1月から52年9月までは年金記録は未納となっているが保険料をB市で納付しており、また、同年10月から54年9月については、B市とA市で重複して保険料を納付しているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和44年7月から54年9月までの期間については、申立人の元夫、元義母及び元義妹は、国民年金保険料を納付済みである上、申立人の元夫が経営し、申立人自身も勤務していた事業所に当時勤務していた元従業員の夫の証言によれば、当該事業所では、元従業員の国民年金保険料を事業所が負担するとして、給料に上乗せして国民年金保険料相当額を元従業員に支給し、これを国民年金保険料に充当したことを確認するため、国民年金保険料の

領収書を提示するよう求めていたと証言している。したがって、申立人を除く同居家族の国民年金保険料がすべて納付され、元夫が経営する事業所では従業員の国民年金保険料を負担していながら、申立人のみ未納とされているのは不自然である。

また、B市が保管している申立人の元夫及び元義妹の国民年金検認カードには、地域の納付組合で納付していた旨の記載が確認でき、その地域性から判断すると、当該納付組合が同居家族から申立人のみを除いて国民年金保険料を収納していたと考えるのは不自然である。

さらに、社会保険庁のオンライン記録及びA市の収滞納一覧表によると、申立人は、昭和52年10月から54年9月までの国民年金保険料を同市において自分自身で納付していることがうかがえる。

一方、申立期間のうち、昭和44年1月から同年6月までの期間については、戸籍上婚姻前の期間である上、この期間の申立人の住所地はA市であったことが戸籍附票から確認でき、当該期間についてB市で保険料を納付していたものとは考え難い上、申立人には44年1月ごろにA市で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付した記憶も無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年7月から52年9月までについては、国民年金保険料を納付し、52年10月から54年9月までは重複して国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 5 月の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 5 月

私は、昭和 51 年 11 月から国民年金に加入し、毎月、国民年金保険料を金融機関の窓口で納付していたが、56 年 5 月分を払い込んだ後に市役所にて資格喪失の手続を行ったのに、同月分が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の直前までの国民年金任意加入期間について、定額保険料に加えて付加保険料の納付も行っており、申立期間（1 か月）を除き、保険料の未納は無い。

また、市及び社会保険事務所の記録並びに申立人が所持している国民年金手帳から、申立人は、昭和 56 年 5 月 31 日に任意加入被保険者資格の喪失を申し出たこととされている。しかしながら、同日は日曜日であったことから、当時の行政機関において、申立人の資格喪失の申出を確認するのは困難であり、申立人の国民年金の資格喪失を確認したのは、同年 6 月初旬であったことが推認される。

さらに、申立期間は、1 か月と短期間であるとともに、申立期間の前後を通じて、申立人の住所や申立人の夫の仕事に変更は無く、生活環境に大きな変化は認められないことから、実際の資格喪失届出があったのは同年 6 月であって、申立期間である昭和 61 年 5 月分の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について付加保険料を含めて国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から39年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月から39年5月まで

私達夫婦は、昭和36年の国民年金制度発足時から国民年金に加入し、保険料は集落の婦人会の集金で毎月納めていた。集落集金のため、納めなければ、近所付き合いができないような地域性である。私の家は農家で、冬の間は出稼ぎに出るような生活だったが、1年を通して不在にすることはなく、外で勤務をしたからと言って、国民年金保険料を納めなくてよいとは思っていなかった。申立期間について、生計を共にしていた妻は納付済みになっているのに、私だけが未加入期間で納めていないことになっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付し、昭和46年4月からは付加保険料も納付している上、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする申立人の妻は、申立期間を含む国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人及びその妻の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間の前後は納付済期間であり、申立期間について、申立人には厚生年金保険に加入している等の事情がうかがえず、制度上、強制加入期間であるにもかかわらず国民年金被保険者資格が喪失したとされることは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間において居住していたのは農村地域であり、集落単位で地域の婦人会組織が保険料を集金していたことから、保険料を納付しなければ近所付き合いができないような地域性であったと主張しているところ

ろ、市によると、申立期間について、申立人が当時居住していた地域においては、婦人会組織を通じて保険料を収納していたとしている。さらに、申立人の同一集落の住民によると、「納付すべきものを納付しないとは言えない地域性であった。」と証言している上、申立人と同一集落で、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された前後に手帳記号番号が払い出された 20 人の男性の納付記録をみると、申立期間において未納期間があるものがみられないことが確認でき、申立人の主張には信憑^{びよう}性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年1月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年9月から50年3月まで
② 昭和59年1月から同年9月まで

将来のため、自分で国民年金の加入手続を行っているのに、何年間も未納期間があるのは考えられない。年金手帳には、領収書を処分する前に書き残しておいたメモが残っている。また、もし納付できなかつたのであれば、自分の性格上、免除の手続を取っていた。戸籍では古い漢字になっているので「A」でも調べてほしい。申立期間について未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、申立期間②については、社会保険庁が保管する申立人の国民年金被保険者原票及びオンライン記録によると、その前後の期間を過年度納付しているものと推認され、申立期間②の9か月のみを残して前後の期間を過年度納付することは不自然であると考えられる。

一方、申立期間①については、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の同手帳記号番号は、申立人の元夫と連番で昭和51年2月に払い出されていることが確認できる上、市の収滞納一覧表によれば、申立人及びその元夫は、昭和50年度に新規で被保険者資格を取得し、50年度分の国民年金保険料を51年3月11日に一括納付している旨記録されていることから、このころに加入手続が行われたものと推認され、この時点では申立期間の一部は時効により納付できない期間となる。また、申立人が47年9月ごろに加入手続を行い、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年1月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から47年3月までの期間及び48年10月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年10月から47年3月まで
② 昭和48年10月から49年3月まで

昭和41年4月21日に会社を退職し、母親の勧めで国民年金に加入した。結婚後も母親から顔を合わせば国民年金の保険料を欠かさず納めるようにと口やかましく言われていたため未納期間は無いはずである。

申立期間当時は、子どもの入院や病院通い等で忙しかったので、数か月分をまとめて市役所で納付していた。経済的にも苦しい時があり、ボーナスが出るのを待って後でまとめて納付していた時もあったが、間違いなく欠かさず納付した。

また、申立期間と同様に未納期間とされていた6か月について、年金手帳の記録が証拠となって納付済みに訂正されたことがある。申立期間についても同様にずさんな事務処理のため未納とされているのではないと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年4月に国民年金に加入して以降、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、52年10月からは付加保険料も納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、昭和42年10月から43年3月までの期間については、当初、未納期間とされていたが、今回の申立てに当たっての社会保険事務所への記録照会において、申立人が所持していた年金手帳の記録を基に、納付済期間に訂正されており、申立人の納付記録について適正な管理がなされていなかった可能性がうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間のころは経済的にも苦しい時があり、ボーナス

が出るのを待って、後でまとめて納付していた時もあったが、間違い無く欠かさず納付したとしているところ、申立期間①及び②の前後はそれぞれ納付済みである上、社会保険庁のオンライン記録によると、昭和 51 年度分の保険料を過年度納付していることが確認でき、申立人の主張の信憑^{びよう}性は高いとみられる。

加えて、申立期間の合計は 12 か月と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

昭和36年に夫と結婚した時、夫は国民年金に加入しており、保険料を市の集金員に納付していた。私は39年3月に国民年金に加入したが、加入後、集金員に何度かに分けて保険料をさかのぼって納めた。昭和36年度と37年度の領収書などは無いが、保険料を納めていたと思うので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間（169か月）において、国民年金保険料の未納期間が無く、申立人の夫は、申立期間を含む国民年金加入期間をすべて納付しており、夫婦ともに、国民年金保険料の納付意識が高いことがうかがえる。

また、申立人は、昭和39年3月に加入手続を行った後、夫と同じ36年4月からの納付済期間となるようにさかのぼって集金員に保険料を納めたとしているところ、社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は39年3月に払い出されていることが確認できる上、市によると、申立期間当時は集金員も過年度保険料の徴収事務を取り扱っており、当該年度の4月を起算月として、そこから2年間の保険料を遡^{そきゅう}及して過年度納付することは可能であったとしている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年2月及び同年3月の国民年金の定額保険料及び付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年2月及び同年3月

私は、友人に国民年金制度について教わり、国民年金に任意加入することにした。その友人に付き添ってもらい、市役所で加入手続を行った。後日、オレンジ色の年金手帳が郵送されてきた。国民年金保険料は市役所か金融機関で納付していた。

ねんきん特別便が届き、2か月間が未納期間とされていることに気付いた。任意で加入し、付加保険料も併せ、欠かさず納付を続けてきたのに2か月だけ未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年7月に国民年金に任意加入して以降、申立期間を除き、60歳まで国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間及び第3号被保険者期間を除き、付加保険料もすべて納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間の前後は納付済みである上、申立期間の前後を通じて、申立人の仕事や住所に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間の2か月のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から45年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年5月から45年6月まで
会社を退職して自宅にいた際、自宅に来た集金人に私の実母が私の国民年金保険料を納付してくれていた。私はその当時国民年金の加入手続をしななければならないことを知らなかったので、私の実母が加入手続もしてくれていたと思う。結婚して引っ越しするまでの期間、実母が納付してくれたはずなのに未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の同手帳記号番号は昭和43年11月ごろに払い出されていることが確認できる上、申立人に係る国民年金被保険者台帳は45年6月にB社会保険事務所に移管されていることが確認できることから、申立期間において、申立人の実母がC市で申立人の国民年金保険料を納付することは可能であったことが推認される。

また、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付を行っていたとする実母の納付記録を見ると、昭和36年4月以降60歳になるまでの期間すべての保険料が納付済みとなっていることが確認でき、納付意識の高い実母が、申立人の国民年金加入手続を行っていないながら、申立人の国民年金保険料を納付していないことは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年2月から43年3月まで

昭和39年2月に結婚したとき、既に国民年金制度が始まっており、加入すべきと思って、私が婦人会の方に月100円の保険料を夫の分と合わせて二人分を納めていたのに、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和39年2月から41年3月までの期間については、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は同年9月1日に払い出されており、この時点では、当該期間のうち、39年2月から同年6月までの国民年金保険料は時効により納付することができない上、申立人は、保険料をさかのぼって納付した記憶は無いとしている。

また、申立人は、結婚後夫婦一緒に国民年金に加入しているとしているが、申立人の夫の国民年金手帳記号番号は、婚姻日後の39年11月2日にA地区で払い出されているものの、申立人に係る同手帳記号番号が同地区で同時に払い出されたことは確認できない上、戸籍の附票によると、その当時の申立人の住所は、B地区であったことが確認できることから、A地区で夫と同時に申立人の同手帳記号番号を払い出すことはできなかったことがうかがえ、申立人の主張と相違する。

さらに、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

一方、申立期間のうち、昭和41年4月から43年3月までの期間については、申立人が一緒に国民年金保険料を納付していたとする夫については、納付済み

となっていることが確認できるとともに、申立人は、当該期間以後の60歳までのすべての強制加入期間(394 か月)について国民年金保険料が納付済みであることから、当該期間について、申立人がその夫の国民年金保険料をすべて納付していながら、自身の国民年金保険料を現年度納付していないことは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から43年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年11月2日から21年1月28日までの期間に係る船員保険料を事業主（A社、以下同じ。）により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を20年11月2日、資格喪失日に係る記録を21年1月28日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を160円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年12月12日から20年2月7日まで
② 昭和20年11月2日から21年1月28日まで

私は、昭和19年5月にB丸に船員として乗船し、その後の航行中座礁し、同年12月にC港において、船体を放棄し、他船でD港を經由して、20年2月6日にE港に帰国したと記憶しているが、社会保険庁の記録によると、帰国日ではなく、船体放棄日翌日の19年12月12日に船員保険被保険者資格を喪失したとされており納得できない。

また、昭和20年11月1日から21年1月3日までの間に乗船したF号における被保険者記録及び同船下船の翌日からG号に乗船する同年1月28日までの予備船員の被保険者記録のすべてが無いとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人は、A社の指示を受け、昭和20年11月1日にH港でF号に乗船して21年1月3日に下船するまで、H港とI港の間において輸送を行っていたとしており、F号の船舶所有者であるJ社（現在は、K社）が保管する申立人に係る乗船履歴により、申立人が20年4月2日から21年1月3日までの間においてF号に乗船したことが確認できる。

また、K社が保管する申立人に係る船員保険被保険者期間及び報酬月額表を

見ると、昭和20年11月2日にF号に係る被保険者資格を取得し、資格喪失日の記載がないまま、21年1月3日に予備船員（船舶に乗り組むために雇用されているが、船内で使用されていない者）の被保険者資格を取得し、同月28日に同資格を喪失していることが確認できる。

さらに、K社は、当時、F号はA社に管理されていた船であるとしている。

加えて、予備船員を船員保険の被保険者とする制度は昭和20年4月1日から開始されている。

その他の事情も含めて判断すると、申立人は、当該期間について、A社における船員保険の被保険者として、事業主により船員保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、K社が保管する申立人に係る船員保険被保険者期間及び報酬月額表の記録から、160円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間①について、申立人は、遭難者に係る船員保険被保険者資格の喪失日は、船舶離権届出日（船体放棄日）の翌日ではなく、遭難後、本邦に帰着した日の翌日であると主張しているところ、K社が保管する乗船履歴及び申立人が所持する船員健康管理手帳（平成18年2月9日発行）において、B丸の乗船期間は昭和19年5月21日から20年2月6日と記載されていることが確認できる。

しかしながら、船員保険法（昭和15年3月1日施行）第19条において、「船舶ニ乗組マザルニ至リタル日ノ翌日ヨリ其ノ資格ヲ喪失ス」と定められており、また、社会保険庁が保管するB丸に係る船員保険船舶臺帳を見ると、19年12月11日に沈没したために船舶離権届出を行った記載が確認でき、同船に係る船員保険被保険者名簿において、申立人並びに申立人が記憶する機関長、1等機関士及び2等機関士等の乗組員70人全員の船員保険被保険者資格喪失日が同年12月11日であることが確認できることから、申立期間①については、船員保険の被保険者であったものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格取得日に係る記録を昭和38年7月1日、同喪失日に係る記録を42年1月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、38年7月から40年7月までは1万2,000円、同年8月から41年12月までは1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年7月1日から42年1月16日まで

私は、昭和38年7月1日から42年1月16日までの間、A社で勤務したが、社会保険庁の記録によると、一緒に勤務していた同僚の加入記録は確認され、私の加入記録だけが無いとされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたB社及びA社における共通の元同僚によると、申立人と一緒に同社で面接を受け、昭和38年7月1日から一緒に業務に従事し、申立人と勤務条件が違っていたという認識は無かったと証言しており、社会保険庁の記録によると、当該元同僚には、同社に係る厚生年金保険の加入記録が確認できる。

また、申立人は、昭和42年3月に長女を出産する予定であったが、体調を崩し同年1月13日に入院し、同月16日に退職届を提出してもらい、同月*日に早産したとしており、このことについては元同僚の証言とも一致することから、申立人は、38年7月1日から42年1月16日までの間、A社に継続して勤務していたものと認められる。

さらに、A社の総務経理事務担当者によると、昭和38年7月ごろ、同社の従業員であった夫が申立人及び上記の元同僚の面接を行い採用したとしており、当時、業務に従事した女性従業員はすべて厚生年金保険に加入させていた

記憶が有るとしている上、同社の事業主も、関連資料等は無く不明であるが、分け隔てなく厚生年金保険に加入させていたはずであるとしている。

これらのことから総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同年齢で同日に入社した元同僚の社会保険事務所の記録から、昭和 38 年 7 月から 40 年 7 月までは 1 万 2,000 円、同年 8 月から 41 年 12 月までは 1 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の事務担当者は適切に届出事務を行っていたはずであるとしていることから納付したとしているものの、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難い。このため、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 38 年 7 月から 41 年 12 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年1月1日から42年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格取得日に係る記録を41年1月1日、資格喪失日に係る記録を42年5月1日とし、当該期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月から42年5月1日まで

私は、昭和40年6月から42年4月末日までA社に勤めていたが、この期間すべてについて厚生年金保険の被保険者記録が無い。この期間を被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言から、申立人が申立期間当時、A社に勤務していたことが推認できる上、雇用保険の被保険者記録によると、申立人の同社に係る被保険者資格取得日は昭和41年1月1日、離職日は42年4月30日となっていることが確認できる。

また、申立人が記憶する元上司及び元同僚等14人全員（申立人と同じ業務の10人を含む。）並びに元同僚の一人が氏名を挙げた6人全員について、A社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

さらに、当該元同僚のうち複数の者は、「全員が厚生年金に加入していた。」、「全員の給与から保険料は控除されていたはずである。」等とそれぞれ証言している上、申立人及び元同僚が証言した当時の当該事業所の従業員数と社会保険事務所の記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致するため、当時、当該事業所においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

一方、申立人は、「昭和40年6月から勤務しており、厚生年金保険に加入していた。」と主張しているが、元同僚二人は、「入社して半年又は9か月後に厚生年金保険に加入した。」と証言していることから、A社においては、入社後直ちに厚生年金保険に加入させていなかった可能性もうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年1月1日から42年4月30日までの期間について、A社に勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A社が保管する失業保険被保険者資格取得確認通知書に記載のある、申立人に係る昭和41年1月1日時点の賃金月額及び当該期間における社会保険事務所の元同僚に係る記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資料が無いため不明であるとしているが、申立期間の被保険者名簿の健康保険番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者標準報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届が提出されたにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主は、社会保険事務所への資格の得喪等に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和41年1月から42年4月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年5月15日から同年10月1日までの期間について、A社B事業所において厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、同社における資格喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年5月15日から同年10月1日まで
② 昭和20年11月1日から21年8月1日まで

私は戦時中、A社B事業所に勤務していたが、空襲が激しくなり、生産不能の状態となって、C寺に寄宿し、D社及びE社との3社で工場を作っていた。機械を搬入してこれから生産を行うというときに終戦となり、その後1か月余を残務整理に費やし、9月30日に退職した。しかし、昭和20年5月15日からの厚生年金保険被保険者記録が欠落している。

また、昭和20年11月1日から21年8月1日まで、Fが経営していたG社で勤務していたが、その期間の厚生年金保険被保険者記録がすべて欠落している。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和18年4月から20年9月30日まで、A社B事業所において勤務し、その間、労働者年金保険及び厚生年金保険に加入したとしているが、社会保険庁の記録では、同事業所における申立人の資格取得日は18年4月1日、同喪失日は20年5月15日とされている。

しかしながら、申立人が疎開先で寄宿していたとするC寺では、「当時、A社の従業員が寄宿し、工場の建設に従事していたと聞いた。」としており、H市の担当者も、「戦時中、旧H市と旧I市の境界付近に工場があった。」と証言しているなど、申立人の当時の勤務状況に係る申立内容と具体的かつ詳細に一

致することから、申立人は、申立期間において、A社B事業所に継続して勤務していたことが推認できる。また、同社における当時の総務、給与担当者の厚生年金保険加入に係る供述並びに同社社史の厚生年金保険加入及び保険料負担に係る記述から判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認される。

ところで、社会保険事務所のオンライン記録では、申立人は、昭和18年4月1日に被保険者資格を取得し、20年5月15日に被保険者資格を喪失した記録となっている。一方、申立てに係る事業所の厚生年金保険被保険者名簿は戦災によりすべて焼失し、現存する被保険者名簿は、戦後の21年当時に在籍していた者を対象に復元されたものであることが確認でき、当該被保険者名簿には、申立人の被保険者記録は無い。また、年金番号を払い出した際に作成される被保険者台帳索引票には、申立人の記録が存在し、申立人の年金番号及び18年4月1日に資格を取得したことが確認できるが、被保険者資格の喪失日については確認できず、申立人の年金番号に係る被保険者台帳では、オンライン記録と同じ18年4月1日に被保険者資格を取得し、20年5月15日に被保険者資格を喪失した記録となっている。しかしながら、申立人と同日の同年5月15日に資格を喪失したとされる他の同僚の被保険者台帳の備考欄には、「一部照合済台帳32.1.26」及び「全期間に対応する名簿20.5.17(焼失)」と記載されていることから判断すると、当該被保険者台帳の記録は、被保険者名簿の焼失及び当該事業所が操業不能となったことにより資格喪失日が確認できないことから、そのきっかけと推認された空襲の翌日の同年5月15日を資格喪失日に設定したものであることが推認できる。そうすると、オンライン記録上の資格喪失日は、事実即したものと認められない。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の事実即した資格喪失日の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないと言うべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間①において当該事業所に継続して勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和20年10月1日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間①の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部

を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②については、申立人が勤務していたとする G 社は厚生年金保険の適用事業所として見当たらない上、同社と同一人が代表社員となっていた J 社については、申立期間より後の昭和 23 年 10 月 1 日に適用事業所となっていることが確認できるが、いずれの事業所も 27 年に解散しているため、申立人の当時の勤務状況及び保険料控除の有無について確認することができない。

また、申立人が名前を挙げた元同僚は、申立期間②の当時、申立人と共に、申立てに係る事業所に勤務していたと証言しているが、その元同僚についても、当該期間において厚生年金保険被保険者記録が無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関係資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格取得日に係る記録を昭和28年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年10月から30年7月までは3,000円、同年8月から同年10月までは5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年10月1日から30年11月1日まで

A社に勤めていた昭和28年10月から、厚生年金保険料が控除されていることが分かるのに、厚生年金保険の記録が30年11月1日からになっている。申立期間についても厚生年金保険に加入していたことは間違いありません。

第3 委員会の判断の理由

在職証明書及び雇用保険の記録から、申立人が、A社に昭和28年3月1日から46年8月27日まで継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人から提出された家計簿の記載内容から、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる上、元同僚は、「申立人が、28年ごろ事務をしていたことを覚えている。当時は臨時雇いもいたが、事務の人は全員正社員であったと思う。正社員はすべて厚生年金保険に加入していたと思う。」旨の供述をしている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該家計簿に記載された保険料額から、昭和28年10月から30年7月までは3,000円、同年8月から同年10月までは5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて不明であるとしているが、仮に、事業主から申立人に係る申立てどおりの被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和25年3月25日）及び資格取得日（26年1月10日）の記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、25年3月から同年9月までは3,000円、同年10月から同年12月までは4,500円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年3月25日から26年1月10日まで

私は、昭和24年5月8日から61年9月18日に退職するまでの間、A社に継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者期間が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、申立人は、A社において昭和24年12月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、25年3月25日に同資格を喪失後、26年1月10日に再度同資格を取得しており、25年3月25日から26年1月10日までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、公共職業安定所の雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、A社において昭和24年5月7日から61年9月17日までの間、継続して被保険者であることが確認できる上、当時の経理担当者は、「申立人は申立期間も継続して勤務しており、欠落していないはずである。」と証言しており、複数の元同僚も同様の供述をしているところ、当該元同僚は、いずれも申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が継続している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控

除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社において申立人と同年代の同種同業であった元同僚に係る社会保険事務所の記録から、昭和25年3月から同年9月までは3,000円、同年10月から同年12月までは4,500円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所は、昭和61年の破産宣告により平成2年1月4日に閉鎖登記されており、申立期間当時の代表取締役ほか役員全員が既に亡くなっているため、申立期間に係る厚生年金保険料の納付状況を確認できないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る25年3月から同年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和32年3月21日から同年5月2日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格喪失日に係る記録を32年5月2日に訂正し、同年3月及び同年4月の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年4月1日から同年5月11日まで
② 昭和32年3月21日から同年5月2日まで

昭和28年4月1日にA社本社に入社し、その後子会社のB社に出向した。再度、出向を解かれA社本社に勤務し、平成元年11月20日に退職した。その間、途切れることなく勤務したのに年金記録に漏れがある。調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、社会保険事務所の記録では、申立人は、昭和32年3月21日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年5月2日にB社において同資格を取得していることが確認できる。

しかしながら、A社から提出された「退職者一覧台帳」等の複数の資料及び申立人に係る雇用保険の記録により判断すると、申立人が申立期間②においても同社に継続して勤務（途中、関連会社であるB社へ異動）していたことが確認できる。

また、当時の元同僚4人は、「申立人は、休職や退職することなくA社からB社へ出向した。」と証言している上、同時期においてB社に入社したと供述している元従業員二人の厚生年金保険被保険者記録を見ると、昭和32年5月1日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、B社が厚

生年金保険の適用となった同年5月2日に同社において同資格を取得していることが確認できることから、申立人についても同日以前まで、A社に在籍していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、A社に係る昭和32年2月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、これを確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いため、行ったとは認められない。

2 申立期間①について、A社から提出された「退職者一覧台帳」等の複数の資料及び申立人に係る雇用保険の記録により判断すると、申立人が申立期間①においても同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するA社に係る被保険者名簿から、申立人と同年代であり、同様に昭和28年5月11日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得している、所在が確認できる元従業員10人について照会し、回答のあった9人すべてが、同社への入社日は同年4月1日であったと回答している上、その中の元従業員一人は、「給与事務担当者から健康保険はすぐに加入となり翌月から保険料を控除するが、厚生年金保険は同時には開始されず、1、2か月遅れての加入となるという説明を受けた。」と証言している。

また、A社は、申立期間①当時の資料は保存されておらず、申立期間に係る保険料控除等については不明と回答している上、社会保険事務所が保管する同社に係る申立期間当時の被保険者名簿の整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和46年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月28日から同年3月1日まで

私は、昭和44年4月1日にC社に入社して以降、同系会社であるA社B支店に2度の出向はあったものの、平成2年6月30日に退職するまでの間、継続して勤務していたが、社会保険庁の記録によると、申立期間の厚生年金保険被保険者期間が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

C社の退職金計算書及び健康保険組合の記録により、申立人が昭和44年4月1日から平成2年6月30日までの間、同社と出向先のA社B支店において継続して勤務し（46年3月1日にA社B支店からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店に係る昭和46年1月の社会保険事務所の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って昭和46年2月28日として届け出たとしていることから、社会保険事務所は、同年2月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社本社における資格取得日に係る記録を昭和60年6月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年6月16日から同年7月16日まで

私は、昭和52年3月16日にA社に入社し、現在に至るまで同社において継続して勤務しているが、60年6月16日付けでB支社から本社に異動となり、留学することとなった際の社会保険庁の記録が同日に資格喪失し、7月16日に資格取得とされ、厚生年金保険被保険者期間が1か月欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社の在籍証明書及び雇用保険の被保険者記録から、申立人は、同社において昭和42年3月15日から現在に至るまで、継続して勤務し（60年6月16日に同社B支社から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社本社に係る社会保険事務所の昭和60年7月の記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、資格取得日を誤って届け出たとしており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和60年6月分の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における資格取得日に係る記録を昭和28年11月25日、資格喪失日に係る記録を29年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年11月25日から29年3月1日まで

私は、昭和27年4月1日にA社に入社して、62歳になるまで継続して勤務した。転勤は多かったが、転職や退職などはしていない。信頼の高い会社だから事務的なミスは考え難いが、B支店に転勤した際の記録が欠落していることには合点がいかない。調査して明らかにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、申立人は、A社本社において昭和27年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、28年11月25日に同資格を喪失後、29年3月1日に同社C工場において再度同資格を取得しており、28年11月25日から29年3月1日までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、複数の元同僚から、「申立人は、申立期間においてA社B支店に転勤し、さらに、29年3月には同社C工場へ転勤した。」との証言を得ることができた。

また、社会保険業務センターが管理する申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には「28.11.25 転勤」と記載され、申立人は、昭和28年11月25日に被保険者資格をいったん喪失しており、その後の台帳への記載が無いことから、転勤先の事業所で適切な被保険者資格の取得手続がなされなかったことが推認できる。

さらに、申立人に係る雇用保険の被保険者記録を見ると、申立期間における

被保険者記録も確認できることから、申立人及び元同僚の詳細な証言等により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和28年11月25日に同社本社から同社B支店に異動し、29年3月1日に同出張所から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社本社に係る昭和28年10月及び同社C工場に係る29年3月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、当該機会においても社会保険事務所は喪失届を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和28年11月から29年2月までの分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場（現在は、同社C事業所）における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、昭和18年11月1日、資格喪失日は、23年4月21日であると認められることから、申立人の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和18年11月から19年5月までは90円、同年6月から21年3月までは130円、同年4月から22年1月までは270円、同年2月から23年3月までは600円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年11月1日から23年4月21日まで

私は、昭和18年6月21日付けで、A社D事業所から同社B工場へ転勤となった。B工場での職務は、作業指導であった。19年ごろに新しくE工場が建設され、業務はその工場に移設された。20年8月の空襲によりG工場とH工場は焼失し終戦を迎えた。終戦後、同社D事業所からJ業務が移管され、その作業をしていた。J業務が同社D事業所へ再移管されることに伴い、23年4月21日に同社D事業所へ転勤となった。

A社B工場での厚生年金保険被保険者記録が欠落しているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社K支社及び同社C事業所による在籍証明書において、申立人は同社に昭和15年4月1日から61年3月31日まで継続して在籍し、18年9月21日から23年4月20日までについては、同社B工場に在籍していたことが確認できる。

また、社会保険業務センターに保管されている申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を見ると、申立人は、昭和17年2月1日（ただし、同年5月31日までは制度施行前の準備期間）にA社D事業所で被保険者資格を取得後、18年11月1日に同資格を喪失（喪失原因、転勤）し、同日に同社B

工場で同資格を取得後、23年4月21日に同資格を喪失したこととなっており、申立人が主張する申立期間の厚生年金保険被保険者記録が確認できることから、申立期間において、申立人は厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、社会保険業務センターの申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録から、昭和18年11月から19年5月までは90円、同年6月から21年3月までは130円、同年4月から22年1月までは270円、同年2月から23年3月までは600円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和35年1月20日、資格喪失日が36年2月16日とされ、当該期間のうち、35年1月20日から同年1月31日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とされない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社B支店における資格取得日を35年1月20日とし、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年1月20日から同年2月1日まで

私は、昭和35年1月20日付けでA社C支店からB支店に転勤となったが、社会保険庁の記録では、同社B支店における厚生年金保険被保険者資格取得日は同年2月1日とされ、厚生年金保険被保険者期間が1か月欠落している。

私は、昭和32年7月1日から平成10年11月11日まで継続してA社で勤務し、その間ずっと、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、欠落した1か月の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録等により判断すると、申立人は、昭和32年7月1日から平成10年11月11日までの間、継続して同社に勤務し(35年1月20日に同社C支店から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店に係る昭和35年2月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしているが、社会保険庁の記録によると、社会保険事務所がA社B支店から申立人に係る厚生年金保険資格取得届を受理した日は、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日から2年を経過した後であり、申立期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定（厚生年金保険料納付の時効）により、年金額の計算の基礎とならない厚生年金保険被保険者期間として記録されている。したがって、社会保険事務所は、申立人に係る昭和35年1月分の保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 43 年 4 月までの期間、同年 9 月から 47 年 10 月までの期間及び 50 年 10 月から 51 年 4 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 43 年 4 月まで
② 昭和 43 年 9 月から 47 年 10 月まで
③ 昭和 50 年 10 月から 51 年 4 月まで

A 町にいた時は商売をしており、その組合長の勧めにより国民年金に加入し、店に来た集金人に国民年金保険料を納付していた。B 町に引っ越した後は、妻が自治会の集金人に保険料を納付してくれていた。記録を確認すると妻は納付済みになっているにもかかわらず私の分だけ未納とされているのは納付できない。また、私の名前は非常に読みにくいこともあり、納付記録が消えてしまった可能性もあるのでしっかり調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金の収納方法については、申立期間当初の昭和 36 年から 45 年ごろまでは印紙検認方式であり、申立期間における国民年金保険料をすべて納付するには、少なくともこの方式において 2 冊以上の年金手帳を本人が所持する必要があったところ、申立人は、年金手帳を所持していた冊数についての記憶が曖昧であるほか、申立期間において申立人が国民年金の加入手続を行ったとする周辺事情がうかがえない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 61 年 4 月 30 日に払い出されており、この時点において、申立期間については時効により保険料を納付できない上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す

関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月から49年12月まで

私は、昭和45年11月に結婚し、翌月にA市からB市に転居した。転居に伴い、妻が、B市役所で夫婦二人分の国民健康保険への加入と併せて国民年金の加入手続を行った。

国民年金保険料については、妻が、国民健康保険料と一緒に市役所で二人分を納めていたはずであるので、申立期間の保険料の納付記録が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年5月31日に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、この時点においては、時効により、申立期間の始期である45年12月にまでさかのぼって国民年金保険料を納付することはできない。また、上記とは別の国民年金手帳記号番号が、申立人が国民年金の加入手続を行ったとする45年12月ごろに払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、昭和45年11月に結婚し、翌月に妻と一緒に国民年金に加入したとしているものの、婚姻届は46年3月に提出されていることから、申立人の主張のとおりであれば、申立人の妻は、45年12月の時点では旧姓で国民年金に加入したことになる。しかし、申立人の妻は、国民年金手帳及びB市役所の国民年金被保険者名簿において、結婚後の姓で記録されており、旧姓を変更した記録も無いため、同年12月に国民年金に加入したとは考え難い。

加えて、夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の妻についても、申立期間に係る保険料は未納となっている。

このほか、申立人の妻が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付して

いたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年12月から平成元年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年12月から平成元年9月まで

昭和61年の年末に会社を退職した後、将来の年金額が減ったり無年金になっては困るので、集金人に国民年金の加入手続をしてもらい、その後は自宅で集金人に5,000円ぐらいの保険料を納めていた。ところが、社会保険事務所で年金記録を調べたら、納めたはずの国民年金保険料の納付記録が無かった。集金人の方に保険料を納付していたのは間違い無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、集金人に国民年金の加入手続をしてもらったとしているが、市によると、集金人が国民年金の加入手続を代行することは無いとしている上、申立人が納付したとする国民年金保険料額と申立期間当時の保険料額が一致しないなど、申立人の主張と申立期間当時の状況に相違がみられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年2月21日に社会保険事務所で払い出されているものの、市の被保険者名簿及び社会保険事務所の被保険者台帳のいずれにおいても、申立人が、厚生年金保険加入による国民年金被保険者資格喪失後、同資格を再取得して、申立期間において同資格を有していたとする記録が確認できない。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年9月までの期間及び同年10月から41年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年9月まで
② 昭和39年10月から41年3月まで

私は、結婚を2か月後に控えて、昭和39年8月にA市からB市に転居した。転居後すぐに、B市役所の女性職員が自宅に来て国民年金への加入を勧めたので、自宅で加入手続をしたが、その時、国民年金手帳は受け取っていない。国民年金に加入はしたものの、結婚の準備に忙しかったため、国民年金保険料については、昭和39年10月に結婚するまで、A市の実家に住んでいた母親が、実家に来たA市役所の集金人に、過去の未納分も合わせて納付してくれていた。具体的には、昭和39年8月には当月分に加え7月分も、同年9月には当月分に加え6月分も納付し、同年10月以降も毎月、同年5月分以前の保険料をさかのぼって納付してくれた。私は、実家を訪れた際に、母親が私の未納期間の保険料を納付するのを何度か見ているが、母親は領収書を受け取っていない（申立期間①）。

結婚後の昭和39年10月分以降の保険料については、私が夫婦二人分をB市の集金人に毎月納付していた。夫は結婚する前から国民年金手帳を持っていたので、夫の保険料は印紙で納付して国民年金手帳に検認してもらっていた。しかし、私は、申立期間当時は国民年金手帳を持っていなかったため、保険料を現金で納付した。ただし、領収書は受け取っていない（申立期間②）。

申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間①及び②より後の昭和41年9月ごろに払い出されていることが確認できる。こ

のため、この時点においては、申立期間①の大部分(36年4月から39年6月まで)の国民年金保険料は時効により納付できない。一方、申立期間②については、この時点において過年度納付が可能ではあるものの、申立人は過年度納付をしたとは主張しておらず、毎月納付していたとしている。しかしながら、申立人が国民年金の加入手続を行ったとする39年8月ごろに、上記とは別の、国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。したがって、申立期間②の保険料について、現年度納付を行ったとは考え難い。

また、申立期間①及び②における市町村による国民年金保険料の収納方法は、国民年金手帳を使用した印紙検認方式による収納であるが、申立人は、当時国民年金手帳を所持していなかったとしており、申立期間当時の市町村の国民年金保険料の収納方法と一致しない。

さらに、申立人は、申立期間①について、B市で国民年金に加入した後に、申立人の母親がA市で保険料を納付したと主張しているが、A市役所によると、他市町村に居住する国民年金被保険者の保険料を収納することはなかったとしている。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年3月及び同年12月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年3月
② 昭和41年12月から51年3月まで

60歳になる前に社会保険事務所から送付された被保険者記録照会では分からなかったが、ねんきん特別便が送付された時に、夫が私の年金記録を確認したところ、さかのぼって納付した期間の納付記録が無いことに気付いた。

納付した時期及び金額の記憶は無いが、夫は、国民年金の啓発活動があったので、私の国民年金の未納期間はすべて納付したとしており、社会保険庁の記録に納得がいかないで申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫は、国民年金の啓発活動があったので、申立期間の保険料について特例納付を行ったとしているが、特例納付を行った時期及び金額の記憶が無く、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

また、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年12月1日に払い出され、昭和51年度及び52年度の国民年金保険料を過年度納付していることが確認できるほか、市の国民年金被保険者資格取得届を見ても、申立人が53年12月25日に国民年金の加入手続を行い、51年4月から53年12月までの現年度及び過年度の納付書が発行されていることが確認できるのみであって、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことがうかがえない。

さらに、昭和41年ごろに上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出され

たことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から52年9月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から52年9月まで

私は、昭和36年に結婚し、国民年金には加入していなかったが、将来のことを考えて昭和48年1月から任意加入した。

昭和50年4月から事業所に就職し私学共済に加入した後も、国民年金保険料を納付し続けていたが、同僚は国民年金に加入していないようだった。そこで、52年12月ごろに、市役所で相談したところ、「任意加入は止めてもよい。」と言われたので、任意加入を止める手続をしたが、国民年金保険料の還付については説明がなかった。

昨年、社会保険事務所で自分の年金記録を確認したところ、申立期間の保険料については還付済みとのことだったが、私は還付を受けた記憶は無いので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年12月ごろに国民年金の任意加入を止める手続を行ったとしているが、申立人が所持する年金手帳及び社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳によると、申立人の国民年金被保険者資格の喪失日は私学共済の加入を開始した50年4月1日であることが確認できる。このことから、私学共済と重複して国民年金に加入している期間(申立期間)に係る国民年金保険料の還付について、一連の事務処理に不自然さはみられない。

また、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳及び国民年金保険料還付整理簿には、還付対象期間、還付金額及び還付決定日等が明確に記載されており、この記載内容に不合理な点は無く、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年3月から61年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年3月から61年9月まで

私は会社を退職する度に、厚生年金保険から国民年金への切替手続を必ず行い、国民年金保険料については、生活費を切り詰めてでも真面目に納付していた。申立期間だけ納付記録が無いことに納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年3月にA社を退職後、直ちに市役所において厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、社会保険庁が保管する被保険者原票、市の収滞納一覧表及び申立人が所持する国民年金手帳のいずれにおいても、申立人は申立期間において、国民年金の被保険者とされていないことが確認できる上、同市が保管している同年3月から同年5月までの国民年金関係届において、申立人に係る国民年金関係届は確認できない。

また、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、申立人が56年3月ごろに国民年金への切替手続を行ったことがうかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から41年3月まで

私は、65歳から年金が受給できるように受給手続を行ったが、厚生年金保険と国民年金とを合算しても受給額があまりに少ないので、その際にも確認を求めたが、誤りはないとのことで諦めていた。今回の年金記録問題を契機に、社会保険事務所を訪れて、何度も記録の照会している。

国民年金の加入手続は、私の父が、家族全員の分をまとめて行った。その際、父自身は、明治38年生まれのために国民年金に入れなかったということをおぼえている。また、母は41年生まれで10年納付すれば65歳からもらえるということで加入した。申立期間についての国民年金保険料は、母が自宅を訪問する集金人に3か月分ずつ納付してくれていた。年金は納付しなければと思い、昭和36年4月に制度ができた時から納付した。その当時の保険料は100円だった。その後、付加年金もできたのでそれにも加入した。

申立期間の当時、私は働いていたが、母はその会社が厚生年金保険に入っているということを知らなかったため、厚生年金保険期間についても重複して納付していた。また、婚姻期間中も母は納付してくれていた。それ以外の期間もずっと納付していたのに未納とされていることに納得できない。

さらに、以前、自宅の固定資産税について、同姓同名の人と間違えられ、10年分も誤って払っていたことが昭和60年に判明し、市の人から自宅へ謝りに来たことがあった。その時から国民年金もおかしいと申し出ていた。しかし引っ越しも3回くらいしたので、証拠になるような資料は紛失したと思う。納得できないので調べて記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月の国民年金制度発足当初から、その父親が申立人

を含む家族の国民年金加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、その母親が納付していたと主張しているが、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、41年8月8日に申立人の弟と連番で払い出されていることが確認できる上、申立人が所持する国民年金手帳において、手帳の発行日が41年8月8日と記載されていることから、このころに加入手続が行われたものと推認される。したがって、この時点では、申立期間の大部分は時効により納付できない期間となる上、申立人の父親が36年4月ごろに加入手続を行い、上記とは別の国民年金手帳記号番号が申立人に対して払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間のうち、昭和39年7月から41年3月までの期間については過年度納付が可能な期間であるが、申立人は、市役所で国民年金に関する手続を行ったころに、5か月か6か月分の国民年金保険料をまとめて納付したことがあり、それ以外でさかのぼって納付した記憶は無いとしているところ、申立人が所持する国民年金手帳の検認欄によれば、同年4月から同年9月までの6か月分を同年8月25日にまとめて納付している事が確認できる上、A市によれば、申立期間当時、過年度分の国民年金保険料を市の窓口で収納することは無く、金融機関の窓口も支所内には無かったとしていることから、当該期間について、過年度納付によって国民年金保険料が納付されたものとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年2月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年2月から61年3月まで

私の国民年金の手続は、夫が行っていたので分からないが、平成20年に届いた特別便を夫が確認したところ、昭和58年2月から61年3月までの期間の年金記録が無いことが分かった。

夫は、私が60歳になる前の昭和57年12月ごろに知人から国民年金の任意加入のことを教えてもらって、市役所に赴いて手続を行い、口座振替で保険料を納付したにも係わらず、社会保険庁の年金記録が無いことに納得がいかず、申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫は、国民年金の任意加入制度について知人から教えてもらい、市役所に赴いて申立人の任意加入の手続を行い、保険料を口座振替により納付したとしているが、申立期間は、申立人が既に60歳以上であるため、当時の国民年金の制度上、任意加入できなかった期間である。

また、社会保険庁の記録によると、申立人は、昭和58年2月19日に年金受給資格を満たして60歳到達による国民年金被保険者資格を喪失した後に、61年4月1日から任意加入しているところ、当該年月日は、60歳以上65歳未満の者が制度上、任意加入できるようになった時期であることから、社会保険庁の記録から不適切な事務処理はうかがえない。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から55年3月まで

私は、昭和49年1月ごろ、友人からのアドバイスや市役所からの電話による加入勧奨があったので、老後の事を考えて市役所で国民年金の加入手続をした。その後、送付されてくる納付書により、当時、夫が勤務していた郵便局において、毎年、1年分をまとめて、手元にあった現金で夫が保険料(付加保険料を含む。)を納付していた。

当時の領収書や家計簿は、既に廃棄してしまい残っていないが、申立期間の保険料を納付していたのに記録が無いので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和55年2月19日に払い出されており、申立人が現在所持する年金手帳(オレンジ色)の記号番号と一致する上、当該年金手帳及び市の収滞納記録並びに社会保険事務所の国民年金被保険者原票のいずれにおいても、申立人は同年4月10日に新規に任意加入したことの記載が確認でき、申立期間について、申立人は国民年金の被保険者とは扱われておらず、申立人に納付書が送付されたとは考え難い。

また、申立人は、現在所持しているオレンジ色の年金手帳以外に、うすい水色の年金手帳があったとしているものの、その手帳の色は、申立期間の始期である昭和49年1月に発行されるべき国民年金手帳の色(国防色)と相違している上、同年1月ごろに上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の夫が納付したとする申立人の国民年金保険料額(月額4,000円程度)は、申立期間の大部分の保険料額(月額1,300円から3,700円)。

付加保険料を含む。)と一致しない上、社会保険庁の記録で申立人の納付記録が確認できる昭和55年度の保険料額(月額4,170円。付加保険料を含む。)とほぼ一致する。

加えて、申立人の夫が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から48年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から48年6月まで

結婚後、長女を出産する前の時期に、ほぼ一緒に住んでいた実母の勧めで国民年金に加入し、国民年金保険料については、自宅に来てくれた集金人に実母が私の分も併せて納付してくれていた。その後、それまで国民年金に加入していなかった実姉に、私が国民年金の加入を勧め、姉も国民年金に加入するようになった。

ところが、記録を見ると、姉が昭和47年11月から納付となっているのに、私の記録は姉の記録よりも後の48年7月からとなっている。加入を勧めた私の方が、姉よりも前から国民年金に加入し保険料を納付しているはずであり納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとする申立人の母親は既に死亡しているため、当時の詳しい状況が不明である。

さらに、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は昭和48年7月4日に払い出されており、また、同事務所が保管する国民年金被保険者台帳によると、申立人は同年7月19日に任意加入被保険者として資格取得していることが確認できる。しかしながら、国民年金の任意加入被保険者は、制度上さかのぼって国民年金に加入することはできないため、申立期間については未加入期間となり、国民年金保険料の納付が行えたとは考え難い。

加えて、昭和 43 年ごろに、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から40年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から40年8月まで

私は、20歳になったころから、A市のB店に住み込みで勤務していたところ、集金人が勤務先に来ていて国民年金に加入するように勧められたので、国民年金に加入し、毎月100円の国民年金保険料を納付していた。

平成20年にねんきん特別便が送られて、20歳になってからA市で在住していた期間が未納とされていることが分かった。証拠となるものは無いが、国民年金保険料を納付していたことは間違い無く、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳に達したころ、勤務していたA市のB店には集金人が訪問しており、その集金人に勧められて国民年金に加入したとしているが、社会保険庁の記録によると、申立人の住み込み先であった店の主人夫婦は、申立期間当時は国民年金に未加入である上、戸籍の附票によると、申立人の住所は、昭和38年9月までB店の所在地とは異なるC市となっていることが確認でき、C市又はA市の集金人がB店を訪問していた事情はうかがえない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で昭和49年11月に払い出されており、その時点では、申立期間に係る保険料は時効により納付することができない上、これとは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から47年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から47年2月まで
国民皆年金制度になったことから、私にも国民年金保険料の納付通知が送付され、その時から国民年金保険料を納付していた記憶がある。領収書や年金手帳は地震で失ったので、現在は手元に無い。私の年金記録を詳しく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年4月ごろに国民年金に任意加入して、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は47年2月に払い出されていることが確認できる上、申立人の被保険者原票によると、同年3月17日に任意加入した旨記載されていることから、このころに加入手続が行われたものと推認される。したがって、任意加入の被保険者である申立人の場合、制度上、加入日前にさかのぼって申立期間の保険料を納付することはできない上、申立人が41年4月ごろに加入手続を行い、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金保険料の納付方法については、市から送付された納付書により郵便局で納付したとしているが、市によると、昭和52年度以降に全面的に納付書方式に移行し、申立期間は、主として集金人による戸別検認により収納していたとしており、申立人の主張と一致しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年9月から60年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年9月から60年7月まで

私は、昭和55年9月、兄が経営するA社の閉鎖に伴いそこを退職したので、妻が厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。その後、弟が経営するB社にアルバイトとして勤務し、60年8月に正社員となるまで、妻が国民年金保険料を納付していた。妻と一緒に納付していたにもかかわらず、妻にだけ納付記録があることに納得がいかない。調査して私の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る社会保険庁の国民年金被保険者原票、市の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する国民年金手帳のいずれにおいても、申立人は申立期間において国民年金の被保険者とされていないことが確認できる。

また、申立人は、申立期間について、夫婦二人分の保険料を納付したと主張しているが、申立人が所持する昭和57年分から60年分までの確定申告書(写)のうち、国民年金に係る社会保険料の控除額が確認できる58年分の確定申告書(写)に記載される同控除額は、おおむね一人分の一年間の国民年金保険料額となっており、申立内容と一致しない。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月 18 日から同年 5 月 31 日まで

中学校を卒業してすぐ、A丸に手取り 2,000 円の月給で乗船した。船員手帳の交付を受けなければ船員として働くことができないし、船員保険は任意保険ではなく強制加入である。船員手帳を提示して確認した当時のB海運局の公認印は何を認めているのか。船主の事業所の加入が昭和 28 年 8 月 1 日であると言われたが、それ以前にも船主には加入の義務があるはずである。申立期間を船員保険に加入していた期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳により、申立人は申立期間についてA丸に乗り組み、見習として雇用されていたことは確認できる。

しかしながら、船員手帳の雇入契約の記載は、海上労働の特殊性を配慮し、労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り組む前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性等を確認するために設けている船員法に基づく労働契約の公認制度であり、同手帳に記載のある雇入期間は、船員保険の加入期間と必ずしも一致するものではない。

また、C運輸支局によると、平成 17 年 1 月 4 日以降、雇入手続時に船員保険加入の有無を確認し、加入していなければ雇入れできない取扱いになっているが、申立期間当時は、船員保険の加入が雇入れの必須条件ではなかったとしている。

さらに、社会保険事務所の記録によると、申立てに係る事業所は、申立期間当時、船員保険の適用事業所になっていないことが確認できる上、当該事業所が適用となった昭和 28 年に勤務していた従業員からは、「申立人のことは記憶に無いが、申立期間当時なら、船は、船員保険に加入していたり、していなか

ったり、いろいろであった。」旨の供述をしている。

このほか、申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 4 月 19 日から 25 年 7 月 6 日まで

私は、昭和 24 年 4 月 1 日から 26 年 2 月 17 日まで、A 社に勤務した。その途中の期間の厚生年金保険被保険者記録が途切れていることに納得できないので、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所に保管されている A 社の被保険者名簿を見ると、同事業所が適用事業所である間（昭和 24 年 4 月 1 日から 30 年 4 月 1 日まで）に健康保険番号の欠番は無く、申立人は、同事業所の新規適用日である 24 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得し、同月 19 日に同資格を喪失した後、25 年 7 月 6 日に再度同資格を取得していることが確認できるが、申立人と同様に、同事業所において被保険者資格をいったん喪失し、後に同事業所で再度資格を取得している者が 63 人いることが確認できる。

このことについて、A 社は、「当時の職員録等を調査したが、申立人の記録は確認できない。」と回答しており、B 社は「A 社から引き継ぎを受けた関係文書を調査したが、申立人に係る記録は保有していない。」と回答しているため、申立人の申立期間当時の勤務状況は不明である。

また、A 社で再度厚生年金保険被保険者資格を取得した 63 人のうちの一人は、同事業所において被保険者資格をいったん喪失した後、他の事業所での勤務を経て（当該事業所における被保険者記録あり）、再び同事業所で同資格を取得したと記憶しているため、自身の記録に間違いは無いと証言しており、社会保険庁が保管する別の一人の被保険者記録においても同様の経緯を確認できる。

その一方、当該 63 人の中には、自身は A 社に継続して勤務していたはずで

あると証言する者もいることから、申立人が申立期間に同事業所で継続して勤務していた可能性は否定できないが、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 5 月 22 日から 28 年 10 月 1 日まで

A社には、昭和 24 年 12 月 12 日に就職して以来、31 年 3 月 1 日に退職するまで、継続して勤務していたにもかかわらず、途中の厚生年金保険の記録が空白になっているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身の厚生年金保険の記録のうち、昭和 24 年 12 月 12 日から 25 年 5 月 22 日までの期間については、A社で勤務していた期間に係る記録であると主張している。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、申立人は、当該期間については、B社において被保険者となっていたこと、及びA社が昭和 28 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

また、申立人は、A社に入社した時期が昭和 24 年 12 月 12 日であったと主張する根拠として、「25 年 5 月 1 日からCの輸入関税がかかることになったが、私が同年 4 月 30 日までに通関させたので、A社は儲かった。」という記憶を挙げているが、食料の輸入税を免除する法律（22 年法律第 188 号）により輸入税が免除されていたCについて、関税定率法の一部を改正する法律（26 年法律第 110 号）により再び輸入税を課せられるようになったのは 26 年 5 月 1 日であり、申立人の記憶と相違する。

さらに、申立人は、「A社のD事務所ができる予定だから、3 か月ほど研修を受けるように言われて、B社を退職し、A社へ行ったが、朝鮮戦争が起こった（昭和 25 年 6 月 25 日）ために、D市ではなく、E市に事務所を置くことになった。」と詳細に記憶しているため、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できるものの、申立期間は同社が 28 年 10 月 1 日に厚生年

金保険の適用事業所となる以前の期間であり、申立人が申立期間において給与から厚生年金保険料を控除されていたことを推認できる関連資料及び周辺事情は無い上、申立人自身も「A社は儲かっていたので、社会保険に加入する前に、従業員の給料から保険料を控除するような会社ではなかった。」と供述している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 1 日から 44 年 7 月 19 日まで

私は祖父が事故で入院したために、稼業を手伝うことになり、A社を昭和 44 年 7 月 19 日に退職した。

退職の際、Bさんから「厚生年金はどうしますか。」と聞かれ、「祖父が退院すれば、手伝いの必要が無いので、また勤めに出るのでそのままお願いします。」と返事をし、脱退手当金の説明を受けなかった。

私はねんきん特別便を受け取るまで厚生年金保険から脱退した認識は無く、基礎年金番号に統合される際に、年金の種類を調査する書類が届いたときにもA社の勤務期間を厚生年金保険の被保険者期間として回答した経緯がある。そんな私が、脱退手当金の受給手続をするはずが無く、脱退していると言われても納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する申立人の厚生年金保険被保険者原票の備考欄には、脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が確認できるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和44年9月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、そのほかに申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年12月1日から21年4月1日まで
A社B支店に正社員として入社した年月日と年金記録の資格取得日に相違がある。調査してください。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「在職証明書」により、申立人は、申立期間当時に同社B支店に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人と同時期に採用されたとする元同僚4人の厚生年金保険被保険者の資格取得日は、申立人と同日の昭和21年4月1日であることが確認できる上、元従業員は、「当時は試用期間があり、厚生年金保険の加入は、入社の数か月後だった。」と供述している。

さらに、A社の担当者は、「申立人は正社員で入社しているが、勤務形態については確認できる資料が残っていない。当時の給与支払い、保険料控除を確認できる資料も残っていない。」と回答している。

加えて、A社B支店に係る申立期間前後の年における厚生年金保険被保険者資格取得日と同被保険者資格取得者数を見ると、同支社が厚生年金保険の新規適用となった昭和19年10月1日に16人、20年4月1日に二人、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日である21年4月1日に7人、同年7月1日に一人、同年11月1日に一人、同年12月1日に二人が同被保険者資格を取得していることが確認できることから、当該事業所において同年4月1日以前は、1年に1回まとめて同被保険者資格を取得させていたことがうかがえる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年から48年11月30日まで

私は、昭和38年にA社に入社し、B支店で勤務を始めた。入社当時から翌年の39年にかけては、業務成績も低かったが、大阪万博の前後から全国優秀成績者として毎年表彰を受け、大阪万博へ招待もされた。C支店で勤務していた53年ごろには、勤続15年表彰を受けている。

昭和57年にA社を退職後、61年に年金の手続をした際、加入期間が不足していると言われたので、同業他社に入社した。

これまでに3回転居しており、当時の資料は残っていないが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

元上司及び元同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社B支店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社B支店の上記の元上司は、「申立期間当時、営業職は週に2回しか出勤していなかったため、厚生年金保険に加入できなかった。その後、毎日出勤することになり、厚生年金保険に加入した。」と供述している上、申立人の元同僚も、「当時労働組合の役員が会社と交渉した結果、昭和48年から厚生年金保険に加入することになった。」と証言している。また、複数の元同僚が、入社日と厚生年金保険被保険者資格取得日は一致していないとしており、これらのことから、A社B支店の営業職は、同年より前は厚生年金保険被保険者の要件に該当しなかったため、厚生年金保険に加入できなかったことがうかがえる。

さらに、社会保険事務所の記録によると、申立人は、申立期間の大部分に該当する昭和37年12月1日から45年4月1日までの期間に、元配偶者の健康保険の被扶養者となっていたことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 9 月 1 日から 4 年 9 月 25 日まで

私は、昭和 41 年 3 月 18 日に A 社に入社し、平成 4 年 9 月 25 日までの間、同社の系列会社に転籍し継続して勤務していた。

昭和 62 年 10 月 31 日からは、同じく系列の B 社において勤務したが、申立期間の標準報酬月額が 44 万円から 9 万 8,000 円に引き下げられていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人が取締役を務めていたとする B 社は、平成 6 年 4 月 1 日に全喪しているが、4 年 9 月 25 日に申立人の厚生年金保険被保険者資格が喪失された時点において、申立人のほかに被保険者は存在せず、その約 1 か月後の同年 10 月 29 日付けで、申立期間のすべてについて、さかのぼって標準報酬月額が 9 万 8,000 円に減額されていることが確認できる。

しかしながら、B 社に係る商業登記簿により、申立人が申立期間を含む平成元年 9 月 29 日から 5 年 9 月 30 日までの間、同社の代表取締役になっていることが確認でき、申立期間当時に申立人とともに代表取締役であった元事業主及び同社の元監査役によると、社会保険の手続などの事務手続はすべて申立人が行っていたと証言している。

また、申立人は、退職する 1、2 年前に社会保険事務所からの指摘により事業所が保険料を滞納していることを把握していたとしている上、申立人自身も同社を退職する際には他の従業員はいなかったとしていることから、申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の改定処理がなされたとは考え難く、自身の標準報酬月額の減額に申立人の同意があったものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、代表取締役であった申立人が自身の標準報酬月額に係る記録訂正処理に同意しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 7 月 1 日から 41 年 1 月 1 日まで
② 昭和 41 年 7 月 4 日から 43 年 7 月 21 日まで

私は、昭和 58 年ごろにA社で加入していた厚生年金保険の被保険者期間に係る脱退手当金が支給済みであることを知り、そのときは国のやることなのでそうだろうと思っていたが、今回の年金問題を契機に当時の同僚などに話を聞いても誰も脱退手当金については知らなかったとしており、私も請求した覚えは無いので、もう一度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、社会保険事務所が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者原票に脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されており、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、A社を退職後すぐには国民年金の加入手続を行っておらず（同社を退職した約3年後に加入）、年金の加入期間を通算して確保しようとした意思はない。

さらに、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 9 月から 35 年 3 月まで

私は、昭和 34 年 9 月から 35 年 3 月まで、A 社で正社員として事務員をしていたのに、その間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。社長の息子や複数の元同僚の名前、取引先や仕事内容等を記憶しているので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細な勤務状況の供述及び元同僚の証言により判断すると、申立人は申立期間において、A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間当時、A 社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる 14 人に、申立人の厚生年金保険の加入状況について照会し、その全員から回答があったものの、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得られない。

また、複数の元同僚は、「入社してしばらくして（4 か月から 1 年程度）から保険に加入した。」と供述していることから、当時、事業主は、すべての従業員について、入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、A 社の当時の代表取締役及び給与計算担当者は既に死亡している上、閉鎖登記簿謄本において、当該事業所は平成 9 年 7 月 17 日に清算終了していることが確認できる等、申立てに係る事実や当時の状況について確認することができない。

加えて、社会保険庁が保管する A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立人の氏名の記載は無い上、申立期間当時の整理番号に欠番等は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年7月3日から32年3月20日まで

私は、昭和21年3月20日から32年3月20日まで、A社B工場で働き寮生活をしていた。勤務していた期間のうち、22年7月3日から32年3月20日までの厚生年金保険被保険者期間が欠落しているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

企業年金基金によると、昭和22年3月31日以降の厚生年金保険被保険者資格取得届及び23年4月1日以降の同喪失届を保管しているが、22年7月から23年4月まで（申立人の当該事業所における再取得の有無）の同取得届並びに30年10月から31年3月まで（申立人は10年前後、申立てに係る事業所で働いていたと主張）及び32年3月20日（申立期間の終期）前後の半年程度と同喪失届に申立人の氏名は見当たらないとしている。

また、社会保険業務センターに保管されている申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、昭和22年7月3日に資格喪失、喪失原因は「カイコ」と記載されていることが確認できることから、申立期間当時のA社B工場の元従業員によると、「申立人は23年ごろ、事情があつて退職した。」としている上、22年10月から同社C課に在籍していた元従業員によると、「私の在職期間中に申立人はC課にいなかった。」としている。

さらに、当該事業所に係る社会保険庁の厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者期間があり、かつ所在が確認できた19人に、申立人の在籍及び厚生年金保険の加入状況について照会し、そのうち11人から回答があったものの、申立てに係る事実を裏付ける証言や証拠は得られない。

このほか、申立人が申立期間に当該事業所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明

細書、源泉徴収票等)は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月 29 日から 57 年 10 月 29 日まで
A社を退職後、同僚であったB氏とともにC社で勤務していた。同僚であるB氏に厚生年金保険加入記録があるのに、私に無いのはおかしい。調査を願います。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の証言により、申立人は、C社において昭和 56 年 3 月 31 日から 57 年 1 月 28 日まで勤務していたことが確認できる。

しかしながら、事業主は、「仕事柄、社会保険に加入しないアルバイト的な人であっても、必ず労働保険には加入させている。また、当時の資料が無く、申立人の入社時の条件については確認することができない。」としており、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得られない。

また、複数の元同僚は、「当時の会社には、アルバイトのように社会保険に加入しない従業員もいた。」と証言しているところ、複数の元同僚が記憶する当時の事務員からは証言を得ることができず、当時の取扱いについて確認することはできないが、当該事務員についても、申立期間に厚生年金保険の加入記録は無いことから、当時、従業員全員が厚生年金保険に加入していた訳ではなかったことがうかがえる。

さらに、社会保険事務所が保管しているC社の厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の氏名は記載されていない上、申立期間当時の同名簿の整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 21 日から 38 年 8 月 31 日まで

私は、中学校を卒業し、A社に就職した。会社の女子寮に住んでいて、成人式には同僚と一緒に出席した記憶もあるので、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所については、商業登記簿により昭和 26 年 4 月 7 日に設立していることが確認できるものの、社会保険庁の記録によると、厚生年金保険の新規適用日は 41 年 10 月 25 日であり、申立期間は厚生年金保険の適用前の期間であることが確認できる。

また、上記新規適用の手続を行ったとする当該事業所の当時の事務担当者は、「厚生年金保険への一斉加入に伴い給与から厚生年金保険料を控除した際、従業員から保険料が高いという苦情がきた。」と証言している上、事業主も、「社会保険には昭和 41 年に一斉に加入している。」としている。

さらに、社会保険庁の記録によると、当該事業所の新規適用日である昭和 41 年 10 月 25 日より前の期間において勤務していた多数の元従業員は、当時、国民年金に加入して国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から 32 年 9 月 2 日まで

私は、A社で昭和 31 年 4 月から 32 年 11 月末ごろまで正社員として勤務していたのに、厚生年金保険の加入記録が同年 9 月 2 日から同年 11 月 21 日までの 2 か月間しかない。なぜ、2 か月しか厚生年金保険の加入期間が無いのか納得できません。私の名前は「B」、「C」、「D」、「E」等と違った名前と呼ばれることがあったので、そのような間違っただけの名前の記録が無いかどうか調査してください。

第3 委員会の判断の理由

A社の現在の担当者は、申立人が同社に在籍していたことは確かであるものの、当時の関係資料が無いため、在籍期間及び厚生年金保険料控除の有無は不明であるとしているが、申立人の元同僚から提出された日記には、申立人が昭和 31 年 3 月 27 日に同社に入社し、32 年 11 月 21 日に退職したとの記述があることから、申立人が申立期間当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人が被保険者資格を取得している昭和 32 年 9 月 2 日には、申立人と同期入社の人 4 人も同資格を取得しており、当該事業所では入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、上記被保険者名簿を見ると、申立人が被保険者資格を取得している昭和 32 年 9 月 2 日前後において、健康保険番号に欠番は無く、記録に不自然な点は見当たらない上、申立人の主張する、間違っただけの名前での記録も確認できない。

さらに、元同僚等の多くは既に死亡又は連絡先が不明のため、証言を得ることができず、ほかに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により

給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年2月26日から36年4月30日まで
② 昭和38年12月20日から39年2月1日まで

申立期間①については、昭和24年の夏ごろ、A社に勤務していた父の紹介で、同社の下請会社であるB社に入社した。給与の遅配はあったものの、給与から厚生年金保険料は控除されていたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。申立期間②については、C社のD班に所属していたが、D班が独立し、E社として事業を開始した日までの2か月間が欠落している。当該期間については、給与の支払者も金額も同じであり、厚生年金保険料は控除されていたと思うので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の勤務状況についての詳細な記憶等から、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人がB社で昭和27年か28年ごろまで一緒に勤務していたとする元同僚についても、申立人と同じ期間に同事業所での厚生年金保険被保険者記録はあるものの、それ以降の被保険者記録を確認できない上、申立人が氏名を挙げた元同僚及び同事業所の被保険者名簿において氏名を確認できる者はいずれも既に死亡しており、当時の状況についての証言を得ることができないため、申立人が同事業所に勤務していた期間を特定することができない。

また、社会保険事務所が保管するB社の被保険者名簿の申立人に係る備考欄に、日付の記載は無いものの、健康保険証を返納したことを意味する「返」の記載を確認できる。

2 申立期間②については、元同僚の証言から、申立人が当該期間にE社に勤

務していたことは推認できるが、当該事業所は既に全喪しており、元事業主は、「申立期間当時の資料は既に処分して無いものの、新たに社会保険に加入する際、賃金台帳や労働者名簿等色々必要であり、すぐに加入手続きができず、時間もかかったように記憶している。社会保険に加入していない期間であれば、保険料は控除していないと思う。」と証言している。

また、社会保険事務所の記録によると、申立人を含む14人がE社の新規適用日に被保険者資格を取得しており、そのうち9人がC社において申立人と同日(一人は翌日)に同資格を喪失し、申立人と同様に被保険者記録が2か月欠落しているが、このうち、申立人及び故人を除く6人は、申立期間に保険料が控除されていたかどうかについて明確に記憶しておらず、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを推認できない。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月20日から62年5月15日まで
私は、昭和51年3月20日から62年5月15日まで、A社で勤務していた。
国民年金保険料は、休むことなく納めていた。
厚生労働大臣がテレビで、パート勤務であっても10年以上勤めていれば厚生年金になると言っていたので、自分も該当すると思った。

第3 委員会の判断の理由

A社の元役員及び複数の元同僚の証言から、申立人が申立期間において、当該事業所に在籍していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間に係る給料支払明細書を見ると厚生年金保険料が控除されていないとしており、このことは、申立人から提供された3か月分の同明細書により確認できる。

また、A社において社会保険関係事務を担当していたとする元同僚は、「ほとんどの女性はパート勤務であり、厚生年金保険に加入していなかった。」と証言しており、申立人も、自身がパート職員であったことを認めている。

さらに、社会保険庁の記録により、申立人は、申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

なお、申立人が聞いたとする厚生労働大臣の発言については、関係各所に照会したが、確認できなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（源泉徴収票、給与明細書等）は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。